る必要があると認められるので、

平成

田

年

月

日から

勾留期間を

0)

理由

により、

なお

勾留を継続

す

被告事件について、

先に

被告人に

更新する。

対してなした勾留は、

左記

二、害

右の者に対する

傷

執行者(所属官職) 金沢刑務所 松 本 裕 幸一二

指 揮印

平成 四 年 (わ) 第一つ

号

傷

勾

留

期

更

新

決

定

勾留罪名

告

我

haming .

F

罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。

定まった住居を有しない。

記

害

期間更新 起勾 訴 留 平平 成成

> 四四 年 年

回回

四

日 日

表 半

逃亡し、 又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

几 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであ

る。

Ŧī. 本件について禁錮以上の刑に処する判決の宣告があったものである。 氏名又は住居が判らない。 常習として長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものである。

平 成 四 金 地 方 判 所 第 三部

裁 官

裁

判

長

裁

判

官

Exercise Suprass 三宅俊一 泰



裁 判 官